

猪名川町地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、猪名川町地域公共交通会議設置要綱第9条の規定に基づき、猪名川町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項。

(職員)

第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、猪名川町まちづくり部都市政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、猪名川町まちづくり部都市政策課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、猪名川町において定めている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状・寸法、書体、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管は、事務局長が行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年〇月〇日から施行する。

別表（第6条関係）

名称形状・寸法書体用途個数管理者

名称	形状・寸法	書体	用途	個数	管理者	
猪名川町地域公共交通会議会長の印	<table border="1"><tr><td>猪 地 交 会 名 通 長 川 公 之 町 共 議 会 印</td></tr></table> 21mm×21mm	猪 地 交 会 名 通 長 川 公 之 町 共 議 会 印	隸書	会長名をもって 発する文書	1	事務局長
猪 地 交 会 名 通 長 川 公 之 町 共 議 会 印						